

○大津町移動支援事業実施要綱

平成18年9月20日

要綱第46号

改正 平成22年4月1日要綱第21号

平成24年12月11日要綱第34号

平成25年3月29日要綱第7号

平成26年3月31日要綱第14号

平成26年10月1日要綱第28号

平成28年3月24日要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。）に基づく移動支援事業（以下「事業」という。）は、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児で屋外での移動に困難がある者（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、大津町（以下「町」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、個別支援型（個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援）とし、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学等通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を支援するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、義務教育を受ける障害児の通学については、保護者が、就労、障害、傷病、出産等やむを得ない事情により、付き添うことができない場合に限り、町長は事業の利用を認めることができる。

(サービス提供事業者)

第4条 移動支援事業（以下「サービス」という。）を実施する事業者は、法人格を有する事業者で、法に基づく居宅介護事業の指定を受けている者で、町長が適当と認めた者とする。

（事業者登録）

第5条 事業者は、事前に町に登録するものとする。

2 事業者の登録をしようとする者は、移動支援事業事業者登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、移動支援事業事業者登録決定・却下通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

（サービス提供者）

第6条 サービス提供者は、前条の規定により登録した事業者（以下「登録事業所」という。）に勤務する従業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修の修了者
- (3) 居宅介護従業者養成研修1級又は2級課程修了者
- (4) 訪問介護員養成研修1級及び2級課程修了者
- (5) 行動援護従業者養成研修の修了者（知的障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者を含む。）
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
- (7) 平成18年9月30日までの間に視覚障害者外出介護従業者養成課程を終了した者
- (8) 平成18年9月30日までの間に全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者

（対象者）

第7条 このサービスの対象者は、町内に居住地を有する障害者等であつて、町長が外出時に支援が必要と認めた者とする。ただし、法第28条に定める同行援護、行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援から外出の介護を受けることができる者を除く。

（利用手続き）

第8条 サービスを利用しようとする障害者等（以下、「申請者」という。）は、移動支援事業利用登録申請書（様式第3号）を直接、又は登録事業所を経由し町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請があつたときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、移動支援事業利用決定・却下通知書（様式第4号）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により決定したサービスの有効期間は、利用決定を行つた日から1年以内の日で当該日の属する月の末日までとする。ただし、利用決定を行つた日が月の初日である場合は、始期から1年間を有効期間とする。

4 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、サービスを利用しようとするときは、決定通知書を登録事業者に提示し、直接依頼するものとする。

（利用の取り消し）

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) サービスの対象者でなくなつた場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、移動支援事業利用決定取消通知書（様式第5号）により利用者又はその保護者等に通知するものとする。

（登録事業者の届出義務）

第10条 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに移動支援事業者登録変更・中止届（様式第6号）を町長に届け出なければならない。

（利用者の届出義務）

第11条 利用者又はその保護者等は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業利用登録変更・中止届（様式第7号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があつた場合

(3) 利用の中止をしようとする場合

- 2 利用者又はその保護者等は、決定通知書をき損し、又は紛失したときは、直ちに移動支援事業利用決定通知再交付申請書（様式第8号）を町長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

（費用の支給及び利用料）

第12条 町長は、別表に定めるところによりサービス提供に要する経費（以下「事業費」という。）のうち、利用者又はその保護者が登録事業者に支払う利用料を除いた額を限度として、利用者又はその保護者に支給する。

- 2 利用者又はその保護者は、利用料として事業費の1割を登録事業者に支払うものとする。

（事業費の代理受領）

第13条 利用者又はその保護者が、登録事業者からサービスの提供を受けたときは、事業費として町長が支給すべき額を限度として、利用者又はその保護者の委任に基づき、利用者又はその保護者の代わりに、登録事業者が支払いを受けることができる。

（事業費の支払い等）

第14条 登録事業者は、毎月のサービス提供後速やかに、「移動支援事業費請求書（様式第9号）」、「移動支援事業サービス提供費明細書（様式第10号）」及び「移動支援事業サービス提供実績記録票（様式第11号）」により、町長に対して請求を行うものとする。

- 2 町長は、登録事業者からの請求に基づきその内容を審査のうえ、正当な請求のあつた日から30日以内に事業費を支払うものとする。

（利用料の免除）

第15条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、第12条第2項に規定する利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯
- (2) 世帯主及び世帯員の申請時の市町村民税が非課税である世帯

- 2 前項第2号に規定する世帯の範囲については、利用者が障害者である場合については当該障害者及び配偶者とし、利用者が障害児である場合については、当該障害児を含めた同一世帯全員とする。ただし、当該障害児の保護者が障害者である場合は、当

該障害児の保護者及び配偶者とする。

(登録事業所の遵守事項)

第16条 登録事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 登録事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

5 登録事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 登録事業所及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

7 登録事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第17条 利用者又はその保護者は、決定通知書を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日要綱第21号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月11日要綱第34号)

この要綱は、平成24年12月11日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日要綱第7号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日要綱第14号）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日要綱第28号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日要綱第9号）

（施行期日）

1 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の大津町職員駐車場使用要綱、第2条の規定による改正前の大津町国民健康保険税減免取扱要綱、第3条の規定による改正前の大津町成年後見制度利用支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の大津町多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第5条の規定による改正前の大津町まごころ生活支援事業実施要綱、第6条の規定による改正前の大津町障害者控除対象者認定事務取扱要綱、第7条の規定による改正前の大津町日常生活用具給付事業実施要綱、第8条の規定による改正前の大津町訪問入浴サービス事業実施要綱、第9条の規定による改正前の大津町意思疎通支援事業実施要綱、第10条の規定による改正前の大津町移動支援事業実施要綱、第11条の規定による改正前の大津町障害者自動車運転免許取得・改造助成事業実施要綱、第12条の規定による改正前の大津町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱及び第13条の規定による改正前の大津町国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第12条関係）

利用時間 （時間）	身体介護（有 り）	身体介護（無 し）	【日中時間帯以外の加算の算定】
～0.5	255単位	105単位	午後6時から午後10時まで：25%に相当する額
～1.0	404単位	196単位	午後10時から午前6時まで：50%に相当する額 午前6時から午前8時まで：25%に相当する額

～1.5	587単位	274単位	
～2.0	670単位	344単位	
～2.5	753単位	414単位	
～3.0	836単位	484単位	
～3.5	919単位	554単位	
～4.0	1,002単位	624単位	
～4.5	1,085単位	694単位	
～5.0	1,168単位	764単位	
～5.5	1,251単位	834単位	
～6.0	1,334単位	904単位	
～6.5	1,417単位	974単位	
～7.0	1,500単位	1,044単位	
～7.5	1,583単位	1,114単位	
～8.0	1,666単位	1,184単位	
8.0～	30分ごとに 83単位を加算	30分ごとに 70単位を加算	

身体介護（有り）の判断基準は、以下のいずれにも該当するもの

○障害支援区分が区分2以上である者

○障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

①「歩行」：「全面的な支援が必要」

②「移乗」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

③「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

④「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

⑤「移動」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

様式第1号(第5条関係)

移動支援事業事業者登録申請書

年 月 日

大津町長 様

所在地  
申請者 団体名  
代表者名



次のとおり、移動支援事業の事業者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	フリガナ			
	申請者名			
	フリガナ			
	申請者住所	(〒 - )		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	フリガナ			
事業所情報	代表者氏名			
	代表者住所	(〒 - )		
	フリガナ			
	事業所名	(〒 - )		
	フリガナ			
	事業所所在地	(〒 - )		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	職員の配置状況	フリガナ		
		事業所責任者氏名		
		職員数	人(常勤 人・非常勤 人)	
資格取得者数(資格ごとに記載)				
同一事業所で実施している他の事業等				
主たる対象者	制限なし・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者			

(添付書類)

- 1 従業者名簿
- 2 従業者の有する資格等の写し



様式第2号(第5条関係)

移動支援事業事業者登録決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大津町長



年 月 日付で申請のあつた、移動支援事業事業者登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登録番号	第 号	
申請者	名称	
	住所	
	代表者氏名	
登録決定年月日	年 月 日	
事業所	名称	
	住所	
却下の理由		
備考		

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に大津町長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分については上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に大津町を被告として(訴訟において大津町を代表する者は大津町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第8条関係)

移動支援事業利用登録申請書

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所  
氏 名

㊞

次のとおり移動支援事業の利用登録を受けたいので申請します。また、利用登録の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

なお、事業費の支給の受領を利用した登録事業所に委任します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	電話番号 ( )		
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	
申請に係る児童氏名		続 柄		

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	
疾 病 名					
更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無	有 ・ 無 (判定機関名 ) (判定年月日 年 月 日)				

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ( ) ・ 要介護1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の種類・内容	種 別	身体介護有り	月 時間	身体介護なし	月 時間	
	内 容					

様式第4号(第8条関係)

移動支援事業利用決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大津町長 印

年 月 日付けで申請のあった、移動支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
決定者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所	電話番号 ( )	
フリガナ		生年月日	年 月 日
決定に係る児童氏名		続柄	

決定内容	種別	身体介護有り	月 時間	身体介護なし	月 時間
	費用負担				
	支援内容				

注意事項	1 移動支援事業を利用する際は、この通知書を登録事業所に提示してください。
	2 記載事項等に変更があったときには、大津町長にその旨届出てください。

2 却下

却下理由	
------	--

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に大津町長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分については上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大津町を被告として(訴訟において大津町を代表する者は大津町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第9条関係)

移動支援事業利用決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大津町長 印

年 月 日付け 第 号で決定した移動支援事業利用登録について、次のとおり取消したので通知します。

決定番号	第	号	有効期間	年 月 日まで	
決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	住所			電話番号	( )
フリガナ			生年月日	年 月 日	
決定に係る児童氏名			続柄		
決定内容	種別	身体介護有り	月 時間	身体介護なし	月 時間
	費用負担				

取消理由	
------	--

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に大津町長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分については上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大津町を被告として(訴訟において大津町を代表する者は大津町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第10条関係)

移動支援事業者登録変更・中止届

年 月 日

大津町長 様

所在地  
申請者 団体名  
代表者名



移動支援事業の事業者に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

変更・中止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

(添付書類)

従業員が新たに追加となった場合は、当該従業員の名簿及びその有する資格証等の写しを添付してください。

様式第7号(第11条関係)

移動支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

大津町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

移動支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	電話番号 ( )		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
決定に係る 児童氏名		続柄		

身体障害者手帳番号	療育手帳番号	精神保健福祉手帳番号
更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無		有・無 (判定機関名 ) (判定年月日 年 月 日)

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
備考		

様式第8号(第11条関係)

移動支援事業利用決定通知再交付申請書

年 月 日

大津町長 様

申請者 住所  
氏名



移動支援事業利用決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

決 定 番 号	第	号		
決 定 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	電話番号 ( )		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
決定に係る 児童氏名		続柄		

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第9号(第14条関係)

移動支援事業費 請求書

(請求先)

殿

請求金額	十億			百万			千			円
------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳	年		月分		請求給付費名	明細書件数	金額
	合計						

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号					
請求事業者	住所 (所在地)	〒			
	電話番号				
	名称				
	職・氏名				



様式第10号(第14条関係)

移動支援事業サービス提供費明細書					
		年	月分		
受給者証番号		事業所番号			
支給決定障害者等氏名		事業者及びその事業所の名称	地域区分		
支給決定に係る障害児氏名					
費用の額計算欄	サービス内容	算定単位数	算定回数	当月算定額	摘要
	当月費用の額合計				①
利用者負担額等計算欄	利用者負担額等の内訳			当月算定額	摘要
	利用者負担額				
	当月利用者負担額等合計			②	
当月介護給付費請求額①-②		円			
		枚中	枚		

